

千葉県医師少数区域等医師派遣促進事業について

1 概要

本事業は地域医療介護総合確保基金を活用するが、国の通知により地域医療対策協議会（千葉県においては医療審議会医療対策部会）における議論を踏まえた医師派遣等であることが基金活用の要件とされているため、当該事業の対象とする医師派遣の概要について、本会議において御協議いただくもの。

2 事業の目的

県内における医師の地域偏在の改善や地域医療の基盤を支える医療機関の医師不足の解消を図るため、県内の医師少数区域等に所在する医療機関に医師を派遣する医療機関へ助成を行う。

3 事業内容

(1) 補助先

医師不足に起因する診療機能の低下が認められる県内の医師少数区域等の医療機関へ医師を派遣する医療機関

⇒医師少数区域等の医療機関とは、県が別に定めるキャリア形成プログラム【新プログラム】で定める地域A群に該当する医療機関（県立病院を除く。）を指す。

(2) 派遣元

次の要件すべてに該当すること

ア 派遣元医療機関が派遣する医師は、常勤として採用された医師であること。

イ 派遣元医療機関が派遣する医師は、千葉県医師修学資金の貸付けを受け、返還が猶予されている者ではないこと。

ウ 医師の派遣により、派遣元医療機関の診療機能の低下をきたさないこと。

(3) 補助基準額（上限）

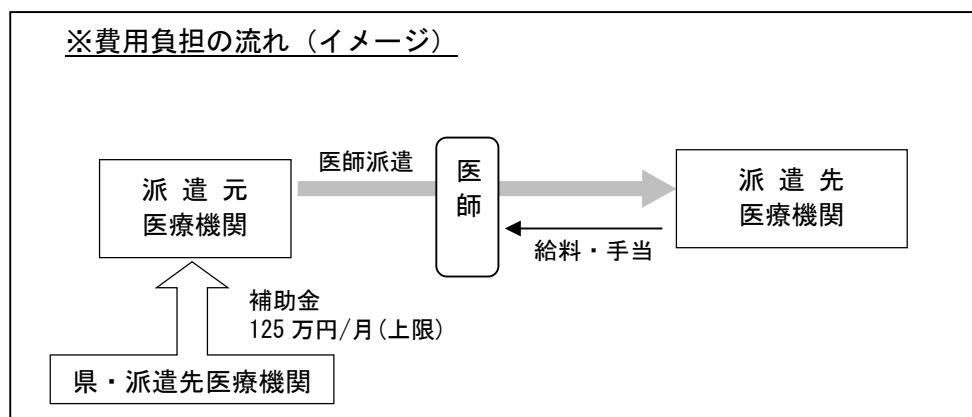
医師1人あたり125万円/月（1,500万円/年）

(4) 負担割合

県2/3、派遣先医療機関1/3

(5) その他

- ・派遣医師に対しては、医師キャリアアップ・就職支援センターでの医療技術研修での医療技術研修を無料で受講できるなどの特典を付与。
- ・派遣元医療機関を県で募集し、医師派遣協力医療機関として認定・登録する。



※原則として、同一の派遣元医療機関から同一の派遣先医療機関への1つの診療科の医師の派遣に対する補助対象期間は、当該診療科へ最初に医師の派遣を行った時点を起算点として、最長3年間とする。

令和6年度 医師少数区域等医師派遣促進事業における派遣元病院と派遣先病院一覧

| No. | 派遣元病院 | | 派遣先病院 | | | | |
|-----|----------------|-------|--------|--------|-------|-----------------|-----------|
| | 医療機関名 | 保健医療圏 | 医療機関名 | 保健医療圏 | 診療科 | 常勤換算人数 (人/月) | 補助対象期間(月) |
| 1 | 亀田総合病院 | 安房 | 鴨川国保病院 | 安房 | 総合診療科 | 1 | 3 |
| | | | 国保大網病院 | 山武長生夷隅 | 総合診療科 | 1 | 3 |
| 2 | 船橋二和病院 | 東葛南部 | 国保大網病院 | 山武長生夷隅 | 総合診療科 | 1 | 6 |
| 3 | 帝京大学ちば総合医療センター | 市原 | 長生病院 | 山武長生夷隅 | 泌尿器科 | 1 | 12 |